

# 令和3年度 PTA 総会



豊見城市立  
伊良波小学校PTA



令和3年度  
伊良波小学校PTA総会

議案審議

- (1) 第1号議案 令和2年度 PTA事業報告
- (2) 第2号議案 令和2年度 決算報告  
監査報告
- (3) 第3号議案 PTA書類の保管期限について
- (4) 第4号議案 令和3年度 事業計画(案)
- (5) 第5号議案 令和3年度 予算(案)
- (6) 第6号議案 令和3年度 役員選出(案)

## 令和2年度 PTA 事業報告

4月	7日(火)	就任式・始業式(就任者に記念品贈呈) 市PTA連合会 役員会
	15日(水)	監査(監事 宜保・大城)
5月	16日(土)	豊見城PTA連合会 総会
	22日(金)	入学式(ぬりえ贈呈)
	30日(土)	島尻地区PTA連合会 総会
6月	校外生活指導部 朝の交通安全指導・夜間街頭指導スタート 花いっぱい部 散水等活動スタート(毎週土曜日)	
	2日(火)	市PTA連合会 役員会
	10日(水)	市単P事務担当連絡会
	25日(木)	PTA総会
7月	7日(火)	市PTA連合会 役員会
	16日(木)	合同専門部会
	22日(水)	耳鼻科検診補助(5年 保健体育部) PTA広報誌「いらは」96号発行
8月	13日(火)	第一回運営委員会 書面開催
9月	8日(火)	市PTA連合会 役員会
	13日(土)	第1回PTA作業(2・4・6年)
10月	6日(火)	市PTA連合会 役員会
	11日(土)	第2回PTA作業(1・3・5年)
	15日(木)	第2回運営委員会
	21日(水)	市単P事務担当連絡会
	25日(日)	第35回運動会 ・駐車場係 ・保護者誘導 ・広報部 写真撮影 ・テント上げ作業(保護者協力)
11月	4日(水)	市PTA連合会 役員会
12月	1日(火)	市PTA連合会 役員会

1月	5日(火)	市PTA連合会 役員会
	17日(日)	沖縄県PTA研究大会(島尻大会)
2月	16日(火)	市PTA連合会 役員会
	24日(水)	市単P事務担当連絡会
3月	2日(火)	市PTA連合会 役員会
	11日(木)	第3回 運営委員会
	15日(月)	PTA広報紙「いらは」97号発行
	24日(水)	終了式・離任式(離任者に記念品贈呈)
	28日(日)	第3回PTA作業(全学年) 環境整備部

**令和2年度 決算書**  
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

<b>総収入額</b>	<b>2,865,152円</b>
<b>総支出額</b>	<b>2,073,308円</b>
<b>差引残高</b>	<b>791,844 円</b>

**収入の部**

項目	科目	2年度予算額	2年度決算額	差 異	備 考
1	1 会費	2,294,250	2,288,500	-5,750	(会費徴収 2,292,000円) -返金(3,500円)
2	1 繰越金	576,642	576,642	-	前年度繰越金
3	1 雑収入	-	10	10	預金利息
<b>合 計</b>		<b>2,870,892</b>	<b>2,865,152</b>	<b>-5,740</b>	

**支出の部**

項目	科目	2年度予算額	2年度決算額	差 異	備 考
1	事務局費	1,076,000	989,439	86,561	
	1 需用費	100,000	86,439	13,561	コピー用紙・インク・封筒・給食白衣・その他消耗品
	2 渉外費	80,000	7,000	73,000	対外的諸会の参加費・交通費
	3 諸手当	896,000	896,000	-	会長3万・副会長2万×4名・事務局長1万・書記1万・部長3千×6名・委員長3千×6名・会計6万×12か月・監査5千×2名
2	会議費	100,000	30,770	69,230	
	1 会議費	100,000	30,770	69,230	会議等
3	諸活動費	805,000	539,051	265,949	
	1 研修活動費	280,000	148,087	131,913	コロナ感染予防対策費 ・フェイスシールド(83,600) ・キーボード(50,490)・アルコール(10,800)・マスク(3,197)
	2 学年活動費	180,000	167,648	12,352	1年(29,800)2年(29,920)3年(29,700)4年(27,390) 5年(24,200)6年(26,638)
	3 各部活動費	345,000	223,316	121,684	花いっぱい(43,848) 校外(22,090) 成人教育(0) 環境(52,548) 保体(0) 広報(104,830) 読み聞かせ(0)
4	特別活動費	220,000	131,874	88,126	
	1 内外行事奨励費	140,000	131,874	8,126	入学祝饌頭(27,200-16,000入学式延期の為職員購入) 入学祝めりえ変更(18,430)、卒業コースジュ(41,810)、 進級ノート(60,434)
	2 対外活動派遣費	80,000	-	80,000	児童オリンピック(0)地区陸上(0)、地区音楽発表会(0) 陸上スパイク・ジャブホール(0)
5	分担金	308,000	276,474	31,526	
	1 分担金	223,000	202,610	20,390	地区P連(146,650) 市P連負担金(55,960)
	2 安全会費	85,000	73,864	11,136	PTA安全会費(71,690) 労働保険(2,174)
6	福利厚生費	92,100	50,700	41,400	
	1 慶弔費	30,000	-	30,000	
	2 記念品費	50,000	38,600	11,400	赴任・離任・退職職員等へ花・記念品
	3 保険料	12,100	12,100	-	個人情報取扱事業者保険
7	備品費	150,000	-	150,000	
	1 備品費	100,000	-	100,000	
	2 修繕費	50,000	-	50,000	
8	積立金	50,000	50,000	-	
9	予備費	69,792	5,000	64,792	長嶺中学校創立40周年記念事業寄付金
<b>合 計</b>		<b>2,870,892</b>	<b>2,073,308</b>	<b>797,584</b>	

## 令和2年度 記念事業基金収支報告

科目	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高
	前年度繰越	828,593		
振替	令和2年度積立金	50,000		878,593
受取利息	貯金利息	11		878,604
	合 計	878,604		878,604

## 令和2年度 PTAまつり実行委員会収支報告

科目	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高
	前年度繰越	10,279		10,279
入金		-		10,279
出金			-	10,279
	合 計	10,279	-	10,279

※署名、捺印については伏せています

## 令和2年度 会計監査報告

令和2年度、伊良波小学校PTAの会計監査の結果について、次のとおり報告致します。

- 1 監査の対象 令和2年度PTA会計及び特別会計
- 2 監査月日 令和3年4月2日
- 3 監査の結果

PTA会則第15条3項の規定により、会長より提出されました令和2年度PTA会計及び特別会計の現金出納帳及び領収書、その他関係帳簿等について監査を行なった結果、各帳簿とも適正に処理されているものと認めました。

なお、各会計毎の残高については、下記のとおり各普通口座の貯金通帳に貯金されていることを確認しました。

### 記

会計名	金融機関名	口座番号	金額
一般会計	農業協同組合豊見城支店	0560621	613,148
記念事業基金	〃	0056633	878,604
まつり実行委員会	〃	0524901	10,279

令和3年4月2日



## PTA書類の保管期限について

書類の保管期限を10年と設け、それ以前の書類に関しては廃棄を可能とする。

※ 周年行事・表彰資料を除く

## 令和3年度 PTA事業計画(案)

	主催事業	主な関連事業	学校関連
4月			・8日(木)就任式・始業式 ・9日(金)小学校入学式
5月	・PTA総会(書面開催) ・合同専門部会(日程未定) ・PTA作業(2・4・6年生)(日程未定)	・15日(土)地区P広報紙クリニック ・市P定期総会(書面開催) ・地区P定期総会(書面開催)	
6月	・20日(日)PTAスポーツ交流会		
7月	・1日(木)PTA運営委員会①		・地域教育懇談会(伊中校区)
8月		・20日(金)～22日(日) 日・九PTA研究大会(北九州大会)	
9月	・29日(水)校内童話お話大会 ・30日(木)PTA運営委員会②		・4日(土)市児童オリンピック
10月	・3日(日)PTA作業(1,3,5年)		・15日(金)地区陸上競技大会 ・23日(日)小学校運動会
11月	・4日(木)PTA運営委員会③ ・21日(日)いらはっ子まつり	・2日(火)童話・お話大会地区予選 ・10日(水)童話・お話大会地区決勝 ・27日(土)地区PTA研究大会(糸満大会)	・24日(木)地区音楽発表会
12月		・10日(水)童話・お話大会県大会決勝	・19日(日)学推・学習発表会
1月	・20日(木)PTA運営委員会④	・23日(日)県PTA研究大会(那覇大会)	
2月	・20日(日)PTA作業(全)		
3月	・10日(木)PTA運営委員会⑤		・18日(水)小学校卒業式 ・22日(火)修了式・離任式

※新型コロナウイルス感染状況により延期 中止等の変更もあります

## 令和3年度 予算(案)

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

## 収入の部

項目	科目	2年度予算額	3年度予算額	増・減	備考
1	1 会費	2,294,250	2,213,500	80,750	5,000円×会員数×95%(P: 434人・T:32人)
2	1 繰越金	576,642	791,844	215,202	前年度繰越金
3	1 雑収入	0	0	0	
合 計		2,870,892	3,005,344	134,452	

## 支出の部

項目	科目	2年度予算額	3年度予算額	増・減	備考
1	事務局費	1,076,000	1,076,000	0	
	1 需用費	100,000	100,000	0	コピー用紙・インク・封筒・消耗品
	2 渉外費	80,000	80,000	0	対外的諸会の参加費・交通費
	3 諸手当	896,000	896,000	0	会長3万・副会長2万×4名・事務局長1万・書記1万 部長3千×6名・委員長3千×6名・会計6万×12 か目 監査5千×2名
2	会議費	100,000	100,000	0	
	1 会議費	100,000	100,000	0	拡大専門部会・運営委員会・三役会・その他
3	諸活動費	805,000	820,000	15,000	
	1 研修活動費	280,000	50,000	-230,000	市P・地区P(糸満)・県P(那覇)研究大会等
	2 学年活動費	180,000	360,000	180,000	各学年60,000円
	3 各部活動費	345,000	410,000	65,000	花いっぱい6.5万・校外2.5万・ 成人教育3万・環境7万・保体3.0万・ 広報15万・読み聞かせ4万
4	特別活動費	220,000	220,000	0	
	1 内外行事奨励費	140,000	140,000	0	新入学ぬりえ、校内童話・お話大会運営費 進級ノート代、卒業生へのコサージュ
	2 対外活動派遣費	80,000	80,000	0	児童オリンピック・地区陸上・地区音楽発表会・その他
5	分担金	308,000	304,940	-3,060	
	1 分担金	223,000	235,040	12,040	市P連(P会員数)×55円+30,000円) 地区P連(P会員数)×385円)
	2 安全会費	85,000	69,900	-15,100	安全会掛け金(P会員数×150円)
6	福利厚生費	92,100	100,000	7,900	
	1 慶弔費	30,000	30,000	0	
	2 記念品費	50,000	50,000	0	就任・離任職員等へ花・記念品
	3 保険料	12,100	20,000	7,900	個人情報取扱事業者保険・労働保険
7	備品費	150,000	150,000	0	
	1 備品費	100,000	100,000	0	
	2 修繕費	50,000	50,000	0	
8	教育活動協力費	0	300,000	300,000	児童用エプロン・陸上用スパイク・コロナ対策費・その他
9	積立金	50,000	150,000	100,000	記念事業基金へ
10	予備費	69,792	84,404	14,612	
合 計		2,870,892	3,005,344	134,452	

※ 予算額の範囲内で項内の流用が出来る

## 令和3年度 役員選出(案)

役 職 名	氏 名
会 長	山崎 新
副 会 長	渡慶次 憲雄 (教頭)
副 会 長	大城 奈月
副 会 長	城間 雅樹
副 会 長	伊川 美由紀
事務局長	嶺井 育馬(教務主任)
書記/会計	瀬長 智代
監 事	宜保 安孝
監 事	當銘 章一
顧 問	當間 朝成(校長)

# 伊良波小学校 PTA 会則

## 第一章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、伊良波小学校 PTA と称し、事務所を伊良波小学校におく。

## 第二章 目的及び活動

第 2 条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) よい父母・よい教職員になるために、家庭と学校と連携を密にし、児童を指導する。
- (2) 児童の生活環境をよくする。
- (3) 学校の教育条件の向上に努める。
- (4) 会員の知識、教養及び教育の向上に努める。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

## 第三章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動し、他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会並びに役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

## 第四章 会員

第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 伊良波小学校に在籍する児童の父母やこれに代わる者。
- (2) 伊良波小学校に勤務する職員。
- (3) 本会の趣旨に賛同する者。ただし入会は、運営委員会で決定する。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は年額 5,000 円とし、直接会計に納入する。1 学期分ずつまとめて納入するものとする。
- (2) 会員が要保護、準要保護世帯または特別の事情がある場合は、会費を半額免除することができる。

第 7 条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

## 第五章 経理

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入によって支弁する

第9条 この経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を受け総会に報告する。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 役員

第12条 本会の役員は、次の通りとする。

会長1名 副会長4名 監事2名 事務局長1名 書記1名 会計1名

第13条 会長、副会長、監事は評議委員会によって選出し、総会の了承を得るものとする。  
事務局長、書記、会計及び専門部の正副部長は、会長が任命する。

第14条 正副会長、監事の任期は2ヵ年とし、専門部の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。  
(1) 補欠により選出された役員及び専門部の正副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表として会を司り、総会、運営委員会、評議委員会、部会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時には、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会長の求めに応じ、又は随時に会計監査を行う。
- (4) 事務局長は、会務に係わる事務を処理する。
- (5) 書記、会計は、次の職務を行う。
  - 1 総会で決定した予算に基づいて、事務局長を補佐し一切の会計事務を処理する。
  - 2 会長の指示にしたがって本会の庶務を行う。
  - 3 記録、通信、その他の書類の管理を行う。
- (6) 会計は本会の会員から会長が委嘱する。

第16条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が委嘱する。ただし校長は、在任期間中顧問となる。

## 第七章 専門部

第17条 本会に次の専門部をおく。

- (1) 校外生活指導部
- (2) 環境整備部
- (3) 保健体育部
- (4) 広報部
- (5) 成人教育部
- (6) 花いっぱい部

第18条 専門部の組織と仕事は、次の通りとする。

- (1) 校外生活指導部は、児童の校外生活指導を実施する。
- (2) 環境整備部は、教育環境の整備をし、児童の学習環境の充実に努める。
- (3) 保健体育部は、保健衛生、体育、給食に関する研究並びにその改善に努める。
- (4) 広報部は、会員に対して情報の伝達、PTA新聞発行、その他の広報活動を行う。
- (5) 成人教育部は、会員相互の資質の向上を図る。
- (6) 花いっぱい部は、校内・校区内で花いっぱい運動を推進する。
- (7) 教職員、学級の正副委員長は、専門部に配属する。

第19条 本会は、各字、地域及び自治会に支部長をおく。

第20条 本会に各学年・学級正副委員長をおき、正副委員長は、学年・学級PTA集会において選出する。

## 第八章 会議

第 21 条 本会の会議は次の通りとする。

(1) 総会 (2) 評議委員会 (3) 運営委員会 (4) 学年 PTA (5) 学級 PTA

第 22 条 総会は会員を持って構成し、毎年 5 月までに開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき、又は、会員の 3 分の 1 以上が認めるとき臨時に総会を開催することができる。

第 23 条 総会は、次のことについて行う。

(1) 会則の改正 (2) 事業計画の設定及び変更 (3) 決算報告 (4) 予算の審議  
(5) その他必要事項

第 24 条 議事は、全ての出席者の過半数を持って決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 25 条 評議委員会は、顧問、会長、副会長、事務局長をもつて構成し、次の事項を処理する。

(1) 会長、副会長、監事の選出 (2) 総会事項に関する事 (3) その他必要事項

第 26 条 運営委員会は、会長、副会長、校長、事務局長、書記、会計、及び各部正副部長、学年委員長をもって構成し、総会事項及び運営について審議する。

第 27 条 評議委員会及び運営委員会は、会長が必要と認めるとき、臨時に開催することができる。

## 第九章 学年・学級 PTA

第 28 条 学級 PTA または学年 PTA は、年間事業計画に基づいて実施し、家庭と学校の連携を密にする。

第 29 条 学年 PTA は、各学年の正副委員長をもって構成し、学級 PTA は学級の全員をもって構成する。

## 第十章 帳簿

第 30 条 本会に次の帳簿をおく。

(1) 会員名簿 (2) 会則簿 (3) 会計簿 (4) 書記録簿

## 第十一章 付則

第 31 条 会の褒賞、慶弔に関しては、別に細則を設ける。

第 32 条 この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 15 年 4 月 26 日改正。

この会則は、平成 19 年 5 月 8 日改正。

この会則は、平成 22 年 4 月 30 日改正。

この会則は、平成 28 年 5 月 2 日改正。

この会則は、令和元年 5 月 10 日改正。

この会則は、令和 2 年 6 月 5 日改正。

# 伊良波小学校 PTA 褒賞細則

## 【目的】

第1条 本細則は、本会の目的遂行に尽力したことに対して、表彰を行うことについて規定し、もって会活動のより一層の充実発展に寄与することを目的とする。

## 【被表彰者】

第2条 被表彰者は、会員の中から次に掲げる事項の他、本会活動の充実発展、学校教育の充実発展のため、顕著な功績を残し、運営委員会で推薦され評議委員会で承認されたものとする。

- (1) 会運営 (2) 成人活動 (3) 広報活動 (4) 環境整備活動 (5) 保健厚生活動
- (6) 青少年健全育成活動 (7) 学年・学級 PTA 活動

## 【表彰の方法】

第3条 表彰は表彰状を授与し、又は、感謝状を贈呈して行う。

## 【表彰の時期】

第4条 表彰は、本 PTA 総会において行うことを原則とする。

## 【選考委員】

第5条 選考委員会は、会長、副会長、事務局長、顧問、その他会長が必要と認める者を以て構成する。

## 【付則】

本細則は、平成10年4月1日から適用する。

本細則は、令和元年5月10日改正

# 伊良波小学校 PTA 慶弔に関する細則

## 第一章 摘要範囲

第1条 この細則は、本会会則第31条に基づき、本会の会員、その家族および本校発展に寄与した者に適用する。

## 第二章 慶弔

第2条 次の場合は、5000円の慶弔金をおくる。

(1) 本会の会員および本校の児童が死亡したとき。

第3条 本会の会員が火災や天災にあった場合は、見舞金として5000円をおくる。

第4条 本校発展に顕著な功績のある者が死亡した場合は、弔慰金として5000円をおくる。

第5条 本細則により難しいときは、運営委員会の判断によって執行することができる。

第6条 本細則の執行には、会長またはその代理者があたる。

### 【付則】

本細則は、平成10年5月2日から適用する。

本細則は、平成17年4月30日改正

本細則は、令和元年5月10日改正

# 伊良波小学校創立記念事業積立金費に関する細則

## 【目的】

第1条 本細則は、伊良波小学校創立記念事業を開催する際、この事業を円滑に実施する事を目的とする。

## 【積立の方法】

第2条 積立金は、会費・寄附金及びその他の収入によって毎年度 50,000 円を上限として積み立てる事とする

第3条 積立金は、「いらはっ子まつり」開催による剰余金がある場合その剰余金全額を積み立てる事とする。

## 【積立の取り崩し】

第4条 積立金取り崩しは、伊良波小学校創立記念事業期成会が設立され、PTA 総会において、取り崩しの承認を受けた時とする。

## 【付則】

本細則は、平成 24 年 5 月 2 日から適用する。

本細則は、令和元年 5 月 10 日改正